

6 環境報告書審査基準(案)(環境報告書審査基準委員会 平成 15 年 12 月)

「環境報告書審査基準(案)」「(以下審査基準と呼ぶ)は、環境省の「環境報告書ガイドライン 2003 年度版(案)」と「環境報告書作成基準(案)」「(以下作成基準と呼ぶ)とともに平成 15 年 12 月に環境省環境報告書審査基準委員会によって作成された。

審査基準および作成基準が作成された背景は、「平成14年度環境報告の促進方策に関する検討会報告書(平成15年3月環境省)」において、平成16年度を目途に自主的な参加による環境報告書の第三者レビューの仕組みを整備することを提言していることを受けたものである。

審査基準は作成基準に準拠して作成された環境報告書について、環境報告書審査機関が記載事項の網羅性と正確性を審査する基準である。

7 環境報告書審査基準の内容

審査基準は、「一般基準」、「実施基準」、「報告基準」で構成されている。

一般基準

一般基準では、「環境報告書審査の目的(一般基準 1.)」、「環境報告書審査の対象に関する基準(一般基準 2.)」、「環境報告書審査機関の適格性に関する基準(一般基準 3.)」、「独立性、公正普遍性に関する基準(一般基準 4.)」、「職業専門家としての正当な注意義務の基準(一般基準 5.)」、「環境報告書審査の品質管理に関する基準(一般基準 6.)」、「守秘義務に関する基準(一般基準 7.)」が規定されている。

「環境報告書審査の目的(一般基準 1.)」では、環境報告書審査の目的を以下のように規定している。

「環境報告書審査の目的は、事業者の作成した環境報告書において重要な環境情報が、一般に公正妥当と認められる基準に準拠して正確に測定、算出され、かつ、環境報告書作成基準に準拠してもれなく開示されているかどうかについて、環境報告書の審査を行うもの(以下「環境報告審査機関」という。)が本基準に準拠して自ら入手した審査証拠に基づいて判断し、結論を表明することにある。」

ここでは、事業者が作成した環境報告書に対して、環境報告書審査機関が結論を表明すること(二重責任の原則)、および環境報告書の重要な環境情報の正確性と網羅性を、環境報告審査機関が判断して結論を表明することが規定されている。

当該審査基準の注解では、環境情報の正確性と網羅性について以下のように解説している。

(注解 1-3: 正確性の種類)

「環境報告書審査における環境情報の正確性には、重要な環境負荷を監視し、測定し、分析し、算出し、あるいは評価する情報生成過程における正確性、データを分類し、記録し、集計し、あるいは推計する情報集計過程における正確性並びに関連する環境情報を環境報告書に記載する報告過程における正確性がある。」

(注解 1-4: 網羅性の内容)

「① 環境報告書審査における環境情報の網羅性とは、事業者が作成した環境報告書に、環境報告書作成基準に準拠した記載事項が漏れなく記載されていることをいい、環境保全に関するすべての事項を包含している網羅性を指すものではない。

② 環境報告書審査機関は、事業者による追加的な記載事項の正確性について、事業者との合意により審査対象とすることができる。」

「環境報告書審査の対象に関する基準(一般基準 2)」では、審査の対象となる項目について以下のように規定している。

「環境報告書審査機関は、環境報告書作成基準に準拠した記載事項のうち、環境報告書の対象期間に関わる検証可能な定量的情報及び数値根拠に基づくか又は事実の有無を明確に確認できる定性的な記述情報を審査の対象としなければならない。」

また、注解 2-1 において、より具体的な審査対象項目について解説している。

「環境報告書審査機関の適格性に関する基準(一般基準 3)」では、環境報告書審査機関が、十分な教育を受けた、専門能力と十分な実務経験を持つ審査員を雇用しなければならないこと、審査員の専門能力の向上と知識の蓄積に努めなければならないこと、本審査基準に準拠して審査員に審査を実施させなければならないことを定めている。

「独立性、公正普遍性に関する基準(一般基準 4)」では、環境報告書審査機関の独立性、公正普遍性について以下のように規定している。

「環境報告書審査機関は、環境報告書審査の実施にあたり、常に公正不偏の態度を保持し、何者にも束縛されず自由に結論を表明する立場を堅持しなければならない。」

また、注解 4-1 において、公正普遍性には特定の利害関係者の利益を優先させることなく業務を進める精神的姿勢と、事業者と特定の利害関係を有していないことであることを解説している。

「職業専門家としての正当な注意義務の基準(一般基準 5)」では、以下のように正当な注意義務を持って審査を実施しなければならないことを規定している。

「環境報告書審査機関及び審査員は、職業的専門家として通常払うべき注意をもって環境報

告書審査を実施しなければならない。」

「環境報告書審査の品質管理に関する基準(一般基準 6)」では、環境報告書の審査機関が、適切な環境報告書審査の質の管理を行わなければならないこと、指揮命令系統及び職務の分担を明らかにし、審査員に対して適切な指導・監督を行わなければならないこと、審査の品質を確保するための管理方針と手続を定め、これらに従って環境報告書審査が実施されていることを確かめなければならないことを規定している。

「守秘義務に関する基準(一般基準 7)」では、守秘義務について以下のように規定している。

「環境報告書審査機関及び審査員は、業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らし、又は窃用してはならない。」

実施基準

実施基準では、「十分かつ適切な審査証拠と合理的基礎に関する基準(立証すべき目標等)(実施基準 8)」、「審査計画の基準(リスクアプローチ、重要性の判断等)(実施基準 9)」、「審査の実施に関する基準(実施すべき実証手続、内部統制評価等)(実施基準 10)」、「記録維持の基準(実施基準 11)」、「他の専門家の業務結果の利用の基準(実施基準 12)」を規定している。

「十分かつ適切な審査証拠と合理的基礎に関する基準(立証すべき目標等)(実施基準 8)」では、環境報告書審査機関が結論の表明にあたって合理的な基礎を得るために、十分かつ適切な審査証拠を入手しなければならないことと、審査証拠は環境報告書審査について立証すべき目標に適合したものでなければならないことを規定している。また、立証すべき目標として、事業者の事業活動に伴う環境負荷や事業活動への環境配慮について記載が事実であるかどうか、環境パフォーマンス等の集計プロセスが正確であるかどうか、環境報告書作成基準に準拠した記載事項が漏れなく記載されているかどうか等を規定している。

「審査計画の基準(リスクアプローチ、重要性の判断等)(実施基準 9)」では、リスクアプローチと重要性の判断から適切な監査計画を立案することを定めている。ここで言うリスクアプローチとは、監査基準のリスクアプローチの考え方と基本的に同じであるが、固有リスクの評価を環境問題の動向、事業者が行う事業活動の状況、経営方針、情報技術の利用状況その他の事業者の環境経営に関わる情報を入手して行った上で、統制リスクを評価することを規定している。

「審査の実施に関する基準(実施すべき実証手続、内部統制評価等)(実施基準 10)」では、環境報告書審査機関が実証手続を実施しなければならないこと、実証手続を実施する前に統制評価手続を実施し、その結果が暫定的な統制リスクの評価よりも高い場合は、審査計画において策定した実証手続を修正しなければならないこと、審査計画の策定及び環境報告書の最終段階で

の全般的な検討において、分析手続を実施しなければならないことを規定している。実証手続とは注解 10-1 において、サンプリングに基づいて行うことを解説している。また、注解 10-2 において、実証手続には、事業活動における環境配慮の方針、事業活動への環境配慮の組み込みに関する計画等との整合性検討、原始証憑や各種記録簿との突合、外部関係者への確認、実測調査などがあることを解説している。分析的手続については注解 10-3 で具体的内容を解説している。

「記録維持の基準(実施基準 11)」では、審査調書を保存しなければならないことを規定している。保存すべき審査調書とは、注解 11-1 において、環境報告書審査計画書、環境報告書審査の個別の対象項目ごとの審査手続経過と結論が記載された審査調書、環境報告書審査の最終的な結論を表明するまでの判断過程に関する調書、環境報告書審査の実施過程における指摘事項及びその事後的調査の調書、その他環境報告書審査の実施過程で入手した重要な資料などであることを解説している。

「他の専門家の業務結果の利用の基準(実施基準 12)」では、他の専門家の業務を利用について、以下のように規定している。

「① 環境報告書審査機関は、他の専門家の業務を利用する場合には、専門家の能力及び業務の妥当性を評価し、その業務の結果が審査証拠として適切であるか否かを検討しなければならない。② 他の専門家による業務結果を利用する場合において、環境報告書審査機関は、当該業務結果の評価に基づき自己の責任において、環境報告書審査上必要な利用の範囲及び程度を決定しなければならない。」

報告基準

報告基準では、「審査報告書の結論に関する基準(報告基準 13)」、「審査報告書の記載事項に関する基準(報告基準 14)」、「審査報告書の結論の種類に関する基準(監査基準で言うところの無限定適正意見、不適正意見(報告基準 15)」、「結論表明差し控えに関する基準(監査基準で言うところの意見差し控えに相当する結論)(報告基準 16)」を規定している。

「審査報告書の結論に関する基準(報告基準 13)」では、審査報告書において、事業者の作成した環境報告書において重要な環境情報が、一般に公正妥当と認められる環境報告書の作成基準に準拠して正確に測定、算出され、かつ、環境報告書作成基準に準拠して漏れなく開示されているかどうかについての結論を表明しなければならないこと、必要な記載事項を明瞭に記載しなければならないことを規定している。

「審査報告書の記載事項に関する基準(報告基準 14)」では、審査報告書の記載事項(表題及び宛先、審査の対象、経営者及び環境報告書審査機関の責任等)を規定している。

「審査報告書の結論の種類に関する基準(監査基準で言うところの無限定適正意見、不適正意見(報告基準 15))」では、表明する結論の種類を規定している。ただし、監査基準で言うところの無限定適正意見や不適正意見に明確に該当する区分はなく、これらに相当する区分

が設けられている。例えば無限定適正意見に相当する結論は(報告基準 15 ①)の内容が当てはまる。

(報告基準 15 ①)

「環境報告書審査機関は、本基準に準拠した手続の範囲において、事業者の作成した環境報告書における重要な環境情報が、一般に公正妥当と認められる環境報告書の作成基準に準拠して正確に測定、算出され、かつ、環境報告書作成基準に準拠して漏れなく開示されていると判断したときは、その旨の結論を審査報告書に記載しなければならない」

「結論表明差し控えに関する基準(監査基準で言うところの意見差し控えに相当する結論)(報告基準 16)」では、結論表明を差し控える場合を規定している。